

合算ナル為ニ統御困難ナルニ原因スルモノト認メ今日之ヲ一掃
スル意味ハ於テ工場閉鎖ヲ漸行シ全部解散スル意旨尙ニテ
去ル九月内容証明郵便ヲ以テ各職工ニ解散通知書ヲ發
送セルモノニシテ強硬ナル態度ヲ示シツヤリ

右及申(通)報候也

15 026
596

寫

第三三四七號

大正十五年十月二十一日

警視總監 太田 政弘

内務大臣 濱口 雄幸 殿
社會局長官 長岡 隆一郎 殿

山崎帝國堂脫脂綿工場閉鎖ニ關スル件

(第二報)

標記工場閉鎖ニ關シ既報後、狀況左ノ通リ
一 單議團ノ行動